

職業能力開発促進センター等の都道府県への移管について

(独)雇用・能力開発機構又は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構は、平成25年3月31日までの間に、以下の条件により、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校を都道府県に譲渡できることとする。

①譲渡額：職員（指導員及び事務職）の引受割合に応じて、譲渡額を減額

- a 引受割合 1 / 2 以上：無償
- b 引受割合 1 / 3 以上：8割減額
- c 引受割合 1 / 3 未満：5割減額

※ 国立病院の地方自治体への譲渡の場合、職員の5割以上の引受の場合は無償、職員の1/3以上の引受の場合には8割減額、職員の引受無しの場合には5割減額であった（特例法で措置）。

②運営費：ア 平成25年3月31日までに移管を受けた施設について、移管後2年度間に限り、職員の引受割合に応じて、高率補助とする。

- a 引受割合 1 / 2 以上：10分の10
- b 引受割合 1 / 3 以上：10分の8
- c 引受割合 1 / 3 未満：10分の5

イ ただし、職業能力開発促進センター等としての機能を維持し、ものづくり訓練を質量ともに確保することを条件とする（当該2年度間）。